

所有者不明農地の解消の取組事例 【松浦市農業委員会（志佐町池成免）】令和7年度所有者不明農地対策事業

【当該地域の所有者不明農地の概要】

取組経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基盤法の利用集積計画の貸借期間が満了を案内する際に、登記簿謄本を公用請求し、農地の登記名義人と利用集積計画の地権者が一致しているか点検し、必要に応じて所有者不明農地制度の活用を指導している。</li> </ul>
当該農地の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 名義人が死亡し相続未登記で数次相続が発生。</li> <li>・ 相続人の配偶者と子は既に死亡。</li> <li>・ 相続人が多数で1 / 2以上の同意を得ることは困難な状況。</li> </ul>
筆数、面積	1筆、3,010㎡（田）

【取り組み実績スケジュール】

探索	期間満了5ヶ月前に更新意向確認 事前に登記簿・戸籍等を確認 相続関係図の作成(担当職員)
公示	8～10月（2か月）
促進計画認可手続	11月（促進計画策定を要請） 2月（利用権設定：10年間）



【農業委員会の取組内容等】

- ・ 基盤法の利用集積計画の期間満了5ヶ月前に文書で通知。
- ・ あわせて農業委員・農地利用最適化推進委員が出し手・受け手の意向を聞き取り報告書にまとめ事務局に提出。
- ・ 更新予定の農地について、事務局が登記簿等を公用で請求し登記名義人と出し手が一致しているか確認し、相関図を作成。
- ・ 相続人1 / 2以上の同意が困難と思われたため、所有者不明農地制度の活用を指導し、要請を待たずに探索を開始。
- ・ 農業委員会が促進計画の事務委任を受けているため、農業委員会法第36条に基づき事前に登記簿等を公用請求。
- ・ 名義人の配偶者と子は死亡しており、管理者である孫も含め相続人が多数いることが判明。
- ・ 現在の管理者が相続人であることを確認し、2ヶ月間の公示を経て2月に促進計画で利用権を設定した。